

(仮称) 池田市ながらスマホの防止に関する条例(案)の概要
に対するご意見とそれに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

スマートフォン等の操作等をしながら歩行し、又は自転車を運転すること(以下「ながらスマホ」といいます。)が交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、ながらスマホの防止に関する施策を推進し、市民等の皆様の意識を高めることにより交通の安全を図り、もって市民等の皆様が安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資するため、本条例の制定を検討しています。この度、条例の制定に向け、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続を実施しました。

提出期間

令和2年12月1日(火)～令和2年12月22日(火)(郵送の場合は必着)

提示資料

(仮称) 池田市ながらスマホの防止に関する条例(案)の概要

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数0名
提出件数0件

パブリックコメントに対する本市の考え方

※ご提出いただいた意見は、趣旨を変えない範囲内で文言の調整等をしているものがあります。

No.	意見の概要	本市の考え方
		市民等の皆様のご意見を募集しましたが、パブリックコメントとしてのご意見はありませんでした。

3. 問合せ

都市整備部交通道路課 (TEL 072-754-6281)